全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2022 年 5 月 13 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■申請者が 100 名を超えています。

事業復活支援金の申請は、5 月 20 日までにご相談下さい。

制度名・申請期限	要件	給付額
（国）事業復活支援金 **<u>※登録確認機関の事前確認を 5/26 までに実施</u>**する必要あり 申請期限：5/31	2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月の売上高が、50%以上又は 30%以上 50%未満減少した事業者（青色・白色申告、業種によって比較方法が変わります）	法人： 上限２５０万円 個人： 上限５０万円
（鹿屋市独自） 中小企業等経営維持支援金 期限：6/30	2022 年 1 月～3 月の平均売上額が 20%以上減少していること ※時短要請対象の飲食店は対象外	法人：上限 20 万円 個人：上限 10 万円 業種によって加算金あり

※大変込み合っています。事務局へのご相談は、感染防止の為、必ず事前予約をお願いします。

裏面へ続く

■請求もれはありませんか？

新型コロナウイルス感染症にかんする共済金請求について

・自宅または宿泊施設等での療養・健康観察は、入院見舞金・安静加療見舞金の対象となります。

・感染された方との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

【請求に必要な書類について】

・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。

・保健所等から自宅や宿泊施設での療養を勧告され、その期間が分かる書類がある場合には、それらの書類の提出をお願いします。

・保健所等から自宅待機を口頭で伝えられた場合は、そのことを役員が確認し、所定の確認書に必要事項を記入して提出してください。

詳細は事務局までお問い合わせください。

■民商役員立候補、推薦受付について

今年の総会は 7 月 3 日（日）を予定しています。これに先立ち、役員の立候補及び推薦を受け付けます。

立候補、推薦する方は、5 月 31 日までに事務局までご連絡下さい。

■5 月の主な行事予定

17 日（火）三役会、理事会（感染防止の為、鹿屋市東地区学習センターにて実施）
22 日（日）全商連第 55 回総会

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。